

# 毎月勤労統計調査 地方調査の説明

## 1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、賃金および労働時間について、滋賀県における変動を毎月明らかにすることを目的とする。

## 2 調査の対象

本調査は、日本標準産業分類に定める鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）に属し、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所のうち厚生労働大臣の指定する約690事業所について調査を行う標本調査である。

## 3 調査事項の定義

### (1) 現金給与額

現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額で、次のものがある。

「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち超過労働給与以外のものをいう。ここでいう超過労働給与とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に、一時的または突発的事由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3カ月を超える期間ごとに行われるものをいう。また、夏季、年末賞与等のようにあらかじめ支給条件は定められているがその額の算定方法が定められていないものや、結婚手当等のように支給条件、支給額が労働契約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給されたり支給事由の発生が不確定なものも含める。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

### (2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給さ

れると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる待待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

### (3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時から午後12時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

### (4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうち、いずれかに該当する労働者のことである。

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者  
なお、重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者や、事業主の家族でその事業所に働いている人のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者も労働者としており、上の条件に該当すれば常用労働者に含めている。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことである。

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

## 4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を基にして本県の事業所規模5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

## 利用上の注意

- (1) 令和4年から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年（2020年）基準としている。  
これに伴い、令和3年までの指数を令和2年平均が100となるように改訂した。
- (2) 増減率は指数により算定しているため、実数により算定した結果とは必ずしも一致しないが、指数が作成できないものは実数により計算している。
- (3) 名目賃金指数とは、調査結果の実数／基準年の平均×100を算出したもので、実質賃金指数とは、名目賃金指数／消費者物価指数（大津市の持家の帰属家賃を除く総合指数）×100を算出したものである。
- (4) 調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。  
賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。
- (5) 常用雇用指数およびその増減率は、令和4年1月分公表時から、労働者数推計のベンチマークを更新し、過去に遡って改訂した。
- (6) 統計表の符号の用語は次のとおりである。  
「0」 …………… 単位未満  
「-」 …………… 該当数字がないもの  
「△」 …………… 減少  
「X」 …………… 標本数が僅少等のため秘匿としたもの
- (7) 平成29年から日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき表章している。
- (8) 調査産業計の集計は、調査事業所数が僅少のため、公表を秘匿する産業分類についても集計対象に含めて行っている。

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県県総合企画部統計課 学事産業統計係

電話番号 077-528-3392（直通）

滋賀県ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/>